

地震に備えて建物の耐震化を 応援しています

区では、首都直下地震による被害を最小限にし、災害に強いまちをつくるため、耐震診断や耐震改修工事への補助など耐震化支援事業を進めています。区の支援事業をご利用ください。詳しくは、地域整備課(本庁舎7階)・特別出張所等で配布のパンフレット(右図)や新宿区ホームページでご案内しています。
【問合せ】地域整備課(本庁舎7階) ☎(5273)3829・FAX(3209)9227へ。

パンフレット 地震に強いあなたの住まい



パンフレットが新しくなりました。区の支援事業のほか、耐震診断から耐震改修工事までの流れなどを紹介しています。耐震化を進めるために、ご利用ください。

木造住宅の耐震化の補助

【対象】昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した木造2階建て以下の住宅・共同住宅・店舗等併用住宅(2分の1以上が住宅)等

ステップ1 予備耐震診断のための技術者派遣(無料)

建物の耐震性能を目視で診断する技術者(建築士)を派遣します。詳細な耐震診断の必要性についてアドバイスするほか、耐震改修工事の方法等の技術的な相談にも応じます。

ステップ2 耐震診断・補強設計への補助

ステップ1の予備耐震診断で「耐震補強が必要」と診断され、詳細な耐震診断を実施して補強設計を行う場合に、費用の一部を補助します(消費税等を除く)。

【補助限度額】15万円

※補助を受けるには、区に登録している耐震診断員が耐震診断・補強設計を実施することが条件です。

ステップ3-1 耐震改修工事への補助

ステップ2の耐震診断・補強設計に基づいて耐震改修工事を行う場合に、費用の一部を補助します。

【対象】個人の場合、次の全てを満たす方

- ▶世帯全員の所得金額(年額)の合計が800万円以内
 - ▶補助申請者を含む世帯全員が住民税を滞納していない
 - ▶区の耐震診断登録員が実施した診断・設計に基づいて工事を実施する
- ※法人・区分所有者の場合は、ほかに要件があります。

【補助金額】右表のとおり

ステップ3-2 工事監理への補助

区に登録している耐震診断登録員が工事監理を行う場合に、費用の一部を補助します(消費税等を除く)。

【補助限度額】8万円

道路に突出している木造住宅、敷地が道路に接していない木造住宅にも補助しています

次の要件に該当する場合は、補助の対象となります。

①建物(門・塀等を除く)が建築基準法に基づく道路(幅4m以上)に突出している場合
建物の道路への突出部分をやむを得ず解消できない場合で、新たな違法を生じさせないとともに、道路への突出部分を将来解消する旨の確認書を提出することを条件に、補助の対象とします。

②建物が建築基準法に基づく接道要件(原則として敷地が2m以上道路に接している)を満たさない場合

耐震改修工事の際に台所等火気使用室の内装を不燃化すること(費用は各自負担)を条件に、補助の対象とします。

木造住宅の耐震改修工事への補助金額

区分	住民税非課税世帯 または 重点地区(※1)内の建物	障害のある方または 65歳以上の方が お住まいの建物	その他の建物
耐震改修工事	補助対象工事費(※2) の4分の3 (上限300万円)	補助対象工事費の 4分の2 (上限200万円)	補助対象工事費の 4分の1 (上限100万円)
上記①②に該当 する建物	8分の3 (上限150万円)	8分の2 (上限100万円)	8分の1 (上限50万円)
簡易耐震 改修工事	5分の3 (上限150万円)	5分の2 (上限100万円)	5分の1 (上限50万円)
上記①②に該当 する建物	10分の3 (上限75万円)	10分の2 (上限50万円)	10分の1 (上限25万円)

※1重点地区…木造住宅密集地域をはじめとする地震災害時の危険度などが高い地域

※2補助対象工事費…実際に耐震改修工事に要する費用または延べ床面積(m²)×3万2,600円で算出した額のいずれか低い金額。耐震補強と関係のないリフォームや消費税等は対象外です。

非木造建物の耐震化の補助

【対象】昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建物

次のいずれかに該当していることが要件です。

- 延べ床面積の2分の1以上を住宅・共同住宅等として使用している
- 特定建築物(病院・学校等の災害時に重要な機能を果たす施設、百貨店・飲食店・事務所等の災害時に多数の利用者に危険が及ぶ恐れがある施設)
- 震災時の円滑な物資輸送などを担う緊急輸送道路沿道にあり、建物の高さが道路の中心から建物までの距離を超えている建物(事務所や店舗なども対象)

耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断(無料)

専門技術者(建築士)が耐震診断・補強の必要性を調査し、助言します(派遣は5回まで)。マンション等の管理組合での合意形成の方法や、耐震改修工事に向けたアドバイスも行います。調査の結果、耐震診断の必要性が明らかな建物には、簡易な耐震診断も行います(構造図がない等の場合は診断できない場合があります)。

耐震診断・補強設計への補助

耐震診断や補強設計にかかる費用の一部を補助します。区が指定した機関で耐震診断・補強設計の評定等を受ける必要があります。面積当たりの上限額があります。

【補助金額(消費税等を除く)】耐震診断費用または補強設計費用×3分の2(上限200万円)

耐震改修工事への補助

耐震診断・補強設計に基づき改修工事を行う場合、費用の一部を補助します。補助金額は右表のとおりです。面積当たりの上限額があります。要件等詳しくは、地域整備課へお問い合わせください。

非木造建物の耐震改修工事への補助金額

建物用途など	補助金額
【住宅】 延べ面積の2分の1以上を住宅、共同住宅等として使用している建物	耐震改修工事費 ×23%×3分の2 (上限4000万円)
【マンション】 共同住宅のうち、延べ面積1,000m ² 以上かつ3階以上の建物	
【特定建築物】 特定建築物のうち、敷地に接する道路の中心線までの敷地面積が500m ² 以上の建物	耐震改修工事費 ×23%×3分の2 (上限1000万円)
【防災上特に重要な特定建築物】 特定建築物のうち、災害時救急・医療活動を行う病院、一次避難所となる学校	耐震改修工事費 ×23%×3分の2 (上限2000万円)
【緊急輸送道路沿道建築物】 緊急輸送道路沿道にあり、建物の高さが道路の中心から建物までの距離を超えている建物	耐震改修工事費 ×3分の2 (上限1億円)

特定緊急輸送道路沿道の建物

耐震診断費・補強設計費への補助は27年3月31日まで

震災時の円滑な物資輸送などを担う緊急輸送道路のうち、特に耐震化が必要な「特定緊急輸送道路」沿道の建物の耐震診断費への補助期間を、26年度末まで延長しています。耐震診断費のほか、補強設計費への補助も26年度までの完了分が対象です。詳しくは、地域整備課へお問い合わせください。